

※総第072226号001公館宛 GM6250-02  
平成※昭和 3 年 7 月 5 日 E  
10 時 10 分 11 秒 受付

秘  
無 期 限

38

電 信 案

|                                                                     |     |                                                          |      |        |
|---------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|------|--------|
| 大 臣<br>秘書官<br>政 務 次 官<br>事 務 次 官<br>外 務 審 議 官<br>外 務 審 議 官<br>官 房 長 | 主管  | アジア局長<br>審 議 官<br>参 事 官<br>北東アジア課長<br>地 域 調 整 官<br>首席事務官 | ※発電係 | 1<br>2 |
|                                                                     | 協議先 | 起 案<br>昭和 2 年 7 月 24 日<br>秘<br>起案者 電話番号<br>番匠 2416       |      |        |
| 秘密指定解除<br>公文書監理室                                                    |     |                                                          |      |        |

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

|                             |                          |                                 |              |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------|--------------|
| 在 韓 国                       | 大使<br>総領事                | あて                              | 外務大臣 発       |
| 件 名<br>在韓被爆者問題              |                          |                                 |              |
| 主管・文書記号<br>アヒ               | ※電番<br>第1135号            | 大至急<br>普通                       | 至急<br>(優先処理) |
| 転電<br>転送 在<br>転報            | ※転電番号<br>大 使 ・ 総 領 事 あ て | パターン・コード<br>大至急 至急<br>普通 (優先処理) |              |
|                             |                          |                                 |              |
|                             |                          |                                 |              |
|                             |                          |                                 |              |
|                             |                          |                                 |              |
|                             |                          |                                 |              |
| ※<br>07222648 優先 KANKOKU F電 |                          |                                 |              |
| GB-1 外 務 省                  |                          |                                 | 回覧番号         |

(昭和六二・一〇・六改正)

貴電第2491号に關し

1. 在韓被爆者協會辛会長は、24日午前外務省を訪れ（高本弁護士、中島氏同行）、在韓被爆者支援問題に關しつぎの通り陳情越した。（ア北番匠対応）

（1）盧泰愚訪日の際に海部總理より表明された40億円の支援に關しては、日韓兩國政府の間でいろいろと検討されている由であるが、現在どのような状況にあるのか。特に、一部で40億円が何回かに分割して提出されるとの話があるが、協會としては是非とも一括して提出されることを希望しているところ、事實關係如何。

（2）支援の具體的内容のうち、10億円を機材供与に充てるとの話があるが、事實關係如何。

（3）協會内の強硬派や在野の圧力もあり、先日の聲明発表や海部總理宛の要望書作成ということになったが、自分としては、「40億円」が關係者の大變な努力によって獲得されたことを承知しており、大切な金だと思っている。どうか、在韓被爆者の意見が尊重され、被爆者が感謝できる使い方をして欲しい。

2. これに対し、当方より次の通り応答した。

（1）日本政府としては、從來より、在韓被爆者の方々のためにとことを念頭に本件に取り組んできており、かかる観点から、當然、被爆者や協會の意向は尊重されなければならないものと認識。但し、本件に關する具體的協議等は、外交ルートを通じ、韓国政府との間で行われるべきもの。

（2）なお、「40億円」の支援の具體的要領及び内容については、現在鋭意検討中であり、現段階では申し上げることはできない。

3. 今回の辛会長の來訪は、前日に五十嵐事務所を通じ、アジア局長への陳情方依頼越したものであったが、局長始め幹部のアポイントはショートノーティスを理由に取付けず、担当官のみの対応とした。経緯がある。念のため。

(3)